

月次の点数による昇段と鏡開き昇段に関する留意点

(五段以下の昇段)

令和3年12月 吉日

一般社団法人 愛知県柔道連盟

1. 月次試験の点数による昇段

- (1) 公財) 講道館への昇段申請は6月・10月・2月に行う。試合成績は月次試験の成績のみとする。
- (2) 「優」の試合成績と修業年限を必要とする。三段までは、準抜(一回リーグ戦で3点以上)の成績があるものは合計10点、それ以外は13点を必要とする。
- (3) 四段・五段昇段者は10点以上必要とする。
- (4) 男子の四・五段、女子三～五段は「推薦書」が必要となる。

2. 鏡開き昇段について

- (1) 「秀」「優」「良」「可」の四段階で成績を評価する。
- (2) 県柔連主催又は後援以上の大会、高段者大会、有段者(初～四段)大会の試合成績で申請する。
- (3) 前項の点数に月次試験の成績を加える場合、又は月次試験の成績のみの場合は「可」の修業年限と試合成績を必要とする。この場合の月次試験の成績は1/2計算とする。
- (4) 推薦段位が初・弐段については昇段時年齢が満30歳以上とする。
- (5) 中学生、高校生は該当しない。
- (6) 大学生の申請については、大学生担当者に提出すること。
- (7) 提出する昇段書類は次項で確認すること。

※上記以外の特別な場合は審議会を開催し決定する。